平成２４年（フ）第３３４号
兵庫県川西市丸の内町12番１―309号、前住所兵庫県伊丹市北伊丹８丁目251番地１　507
債務者　山本　真聡
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３５９号
兵庫県宝塚市口谷西３丁目16番４号
債務者　石井　　実
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３７３号
兵庫県伊丹市鴻池２丁目７番18―304号、前住所兵庫県伊丹市鴻池２丁目14番５号　コメットマンションＡ608号
債務者　大岐　博巳
1　決定年月日時　平成25年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１６２号
鳥取県米子市永江29番地
債務者　山崎由香里
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第３９７号
愛媛県上浮穴郡久万高原町黒藤川402番地
債務者　早見　眞明
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１３号
愛媛県松山市桑原１丁目７番17号
債務者　烏谷　春美
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２２号
愛媛県松山市朝美２丁目８番11号
債務者　原川美奈子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１号
福岡県八女市長野550番地
債務者　山下三枝子
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第２号
福岡県八女市長野550番地
債務者　山下　　恵
1　決定年月日時　平成25年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第２４４５号
名古屋市天白区植田３丁目1209番地の１　サンテラスタカギ302号
債務者　成瀬みどり
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２８号
佐賀県佐賀市多布施２丁目８番２号
債務者　谷口加代子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３８号
佐賀県佐賀市駅前中央３丁目11番19号
債務者　齊藤　　繁
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４６号
佐賀県佐賀市嘉瀬町大字荻野328番地１
債務者　坂口　静枝
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５号
富山市寺町512番地19　ハイム桂102号
債務者　熊井　信之
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７２号
広島県福山市沖野上町３丁目４番30号　平成ハイツ７号、旧住所広島県福山市引野町北２丁目22番16号
債務者　近藤　義忠
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２７９号
広島県福山市川口町３丁目９―４　スイートホームＢ棟202号室、住民票上の住所広島県福山市東川口町３丁目11番17―６号
債務者　村上　政恵
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２８０号
広島県福山市大門町１丁目11番16号
債務者　沖藤　泰江（旧姓池上）
1　決定年月日時　平成25年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係